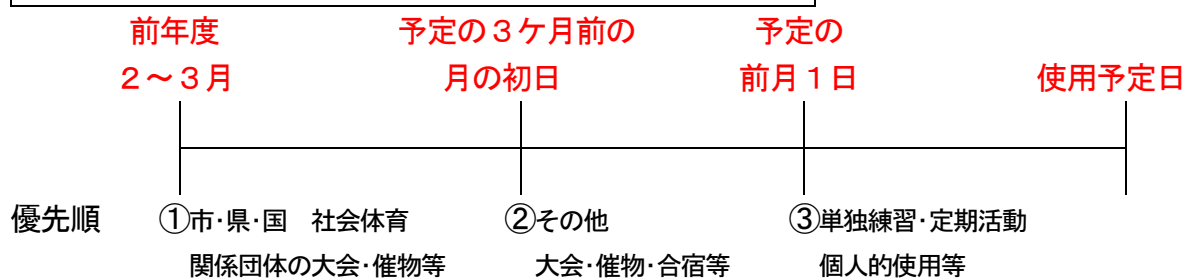


施設ご利用予約の取消・変更に関する取扱いについて（注意）

施設の利用予約のキャンセル（時間変更も含む）に関しては、備前市条例のほかには特別に料金の設定は規定されていないため、その旨の連絡がいつであっても、本来であれば使用許可＝予約受付承認した時点で、所定の使用料を納付する義務は発生します。

そこで、備前市日生運動公園において（市内の他の施設と共通ではありませんが）、一定の基準として予約の受付開始と取消・変更の対応できる時期を下記のとおり設定しております。よくご確認のうえで、ご計画・施設予約の手続をいただきますようお願いいたします。なお、仮予約・キャンセル待ちは取扱いいたしておりません！
旅行者・宿泊施設・関係団体等で手続を代行する場合には、必ず利用予定者に細部までご連絡いただきますようお願いいたします！

予約受付開始（ただし、休館日等により前後する場合あり）



※②の内、4月～6月の使用希望は①の計画編成完了後からでないと受付不可。

※②③の予約方法につきましては、予約受付開始日の午前9時の時点で体育館窓口へご来場いただいている方を優先し、競合のある場合には抽選といたします。なお、電話の場合には抽選に参加できません。来場者の手続終了後から先着順となります。回線や窓口の混雑状況により、電話がつながりにくい場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※月末から月初にかけての連続日程等で、先に予約が埋まっている場合もあります。

予約取消・変更連絡期限（料金発生タイミング）

施設予約の取消・変更については、上記①②は③までに、③は使用予定の前日までにご連絡いただいた場合には、料金徴収しておりません。ご連絡がそれ以降となってしまった場合には、所定の使用料の満額を納付いただかなければなりませんので、ご注意ください。

開館時間外の場合には、留守番電話への伝言またはFAX等での連絡をお願いします。

以上が平成22年4月1日改正の基準ですが、今後も改正される可能性があります。過去にご利用いただいたことのあるお客様には、電話・窓口等での時間の都合上、規定が特に変わっていなければ説明を省略させていただくケースが多くなりますが、ご不明な点は気軽にお問い合わせください。